

こんにちは！消費生活相談です



「消費生活相談」とはなんですか？

私たちは消費者として日々の生活の中で、お金を払って食べ物や洋服を買ったり、サービスを受けたりしています。このように対価を支払い、物を手に入れたり、サービスを受けたりすることすべてが消費生活です。

消費生活の中では、業者と大小さまざまな契約を行うことがあり、時には思いもよらぬトラブルに巻き込まれてしまうことがあります。

今回はそのようなトラブル事例をいくつか紹介し、皆様へ注意喚起をお願いしたいと思います。最近、特に注意してほしい事例として

- ロト6当選詐欺商法
 - ダイヤモンド買え買え詐欺商法
 - 新聞の長期購読契約
 - 偽装質屋
- をとりあげたいと思います。



聞いてみよう消費生活

内線4333便り 6

健康食品送り付け商法に

ご注意をの巻



【事例】

ある日突然、知らない業者から「4か月前に申し込んだ健康食品ができあがったので送ります。代金は2か月分で3万円です。」という電話がかかってきた。断ると「申込みをした証拠もある。キャンセルするなら裁判をおこす」と言われ怖くなり、今回だけはと承諾してしまった。

代金を支払わなければなりませんか？

【回答】

承諾をした場合でも、法律で定められている書面が届いてから8日間以内ならクーリング・オフができます。すぐに消費生活相談窓口までご相談ください。

また、連絡もなく勝手に商品を送り付けてくる場合もあります。この場合は受取拒否をしましょう。配送業者に迷惑がかかることはありません。

心当たりのない商品は受け取らないよう日頃から家族で話あっておくことで被害を未然に防ぐことができます。覚えがなく、必要がないものは、きっぱりと断りましょう。



心当たりありませんのでお持ち帰りください。

問合せ 市民生活課 市民・安全係

☎ 893-4411 内線433